

東日本大震災津波に伴う施工実績要件等の特例に関する運用基準

平成 24 年 2 月 29 日
総務第 274 号

[沿革] 平成 24 年 2 月 29 日付け総務第 274 号制定、平成 24 年 7 月 25 日付け総務第 98 号一部改正

1 運用基準

(1) 土木工事・舗装工事・法面処理工事

- ① 技術的難易度が比較的高くない工種については、原則として企業の施工実績要件及び技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ② 同種・類似工事の施工実績を求めている工種において、入札参加が見込まれるほとんどの業者が同種・類似工事の実績を有していると認められる場合及びこれら工種と技術的難易度が同程度の場合は、原則として企業の施工実績要件及び技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ③ 海中工事（サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作（ドック使用）を除く）において、設計額 5 億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ④ 舗装工事及び法面処理工事は、特例適用により元請実績がなくても入札参加が可能となるが、自社施工要件については従来どおり付すものとする。
- ⑤ 法面処理工事のロックボルト工は、施工方法が類似しているグラウンドアンカー工の施工実績を認める（これに伴い数量要件は付さない）ものとする。

※ 工法等ごとの取扱いは別紙のとおり

(2) 建築一式工事・電気設備工事・管設備工事

- ① 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において、設計額 2 億円未満の工事については、原則として企業の施工実績における数量要件及び技術者の施工経験要件を付さないものとする。
- ② 建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において、改修設備工事については、原則として構造要件を付さないものとする。

(3) 総合評価落札方式における留意事項

技術提案評価項目 A の「施工実績」「施工経験」については、従来どおり評価の対象とすること。

2 「条件付一般競争入札施工実績要件（例）一覧表」の特例読み替え

1 に基づき、別添のとおり読み替えるものとする。

3 対象期間

平成 24 年 8 月 1 日以降に公告する工事を対象とすること（終期は別途設定）。

(別紙)

■土木工事

工種	工法等	現行：施工実績として求める同種・類似工事(◎=同種、○=類似)													特例としての取扱い												
		掘削又は切土工	盛土又は埋戻工	現場打法砕工	プレキャスト法砕工	現場打コンクリート擁壁工(△ 鉄筋)	補強土壁工	現場打カルバート工	橋梁床版工(補修工を含む)	橋梁下部工(基礎工なし)	橋梁下部工(基礎工あり)	落橋防止装置	ニューマチックケーソン	護岸工		渓流保全工	床止工(落差工、帯工)	堰・水門・樋門・陸閘	砂防えん堤	治山ダム	ほ場(整地)	ほ場(暗渠排水)	管路	山腹			
共通	掘削又は切土工	◎																							難易度が比較的高くない(土工又は無筋構造物)ことから付さない。		
	盛土又は埋戻工		◎																								
	現場打法砕工			◎																							
	プレキャスト法砕工				◎																						
	現場打コンクリート擁壁工					◎			○	○			○	○	○			○	○								多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。 難易度が比較的高くない(土工又は無筋構造物)ことから付さない。
	補強土壁工						◎																				
道路等構造物工事	現場打カルバート工				△		◎	○	○	○															2億円未満：橋梁下部工(基礎工なし)と技術的難易度が同程度であることから付さない。		
	橋梁床版工(補修工を含む)				△		○	◎	○	○															2億円未満：橋梁下部工(基礎工なし)と技術的難易度が同程度であることから付さない。		
	橋梁下部工(基礎工なし)(2億円未満)				○				◎	○			○	○	○			○	○						2億円未満：多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。		
	橋梁下部工(基礎工あり)(2億円未満)									◎															特例対象外		
河川等構造物工事	落橋防止装置				○		○	◎	◎			○	○	○			○	○							多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。		
	ニューマチックケーソン										◎														特例対象外		
	護岸工					○			○	○		◎	○	○			○	○							多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない。		
	渓流保全工					○			○	○		◎	○	○			○	○									
	床止工(落差工、帯工)					○			○	○		◎	○	○			○	○							特例対象外 1億円未満：多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない(構造高による発注等級規定は適用する)。		
	堰・水門・樋門・陸閘				△		○		○	○					◎												
砂防えん堤(1億円未満)					○			○	○			○	○	○			◎	○									
治山ダム(1億円未満)					○			○	○			○	○	○			◎	○									
ほ場整備工事	ほ場(整地)																				◎				特例対象外		
	ほ場(暗渠排水)																					◎			特例対象外		
	管路																						◎		特例対象外		
山腹工事	山腹																							◎ 難易度が比較的高くない工種(土工又は無筋構造物等)の組み合わせであることから付さない。			

※ 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用)を除く)(5億円未満)は技術者の施工経験要件を付さない
 ※ 海中工事(サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作(ドック使用))、下水道工事、トンネル工事、特殊・専門工事等は特例対象外
 ※ 橋梁下部工(2億円以上)、砂防えん堤(1億円以上)、治山ダム(1億円以上)は構造高の5割程度以上の施工実績を求めることから特例対象外

(別紙)

■舗装工事

工種	工法等	現行:施工実績として求める同種・類似工事(◎=同種、○=類似)													特例としての取扱い
		ア ス フ ア ル ト ・ オ ー バ ー レ イ 舗 装	路 面 切 削	路 上 再 生 路 盤	排 水 性 舗 装	コ ン ク リ ー ト 舗 装									
舗装工事	アスファルト舗装・オーバーレイ	◎													多くの業者が同種の実績有していることから付さない(自社施工要件は付す)。 特例対象外 特例対象外 特例対象外 特例対象外
	路面切削		◎												
	路上再生路盤			◎											
	排水性舗装				◎										
	コンクリート舗装					◎									

※ 特殊舗装は特例対象外

■法面処理工事

工種	工法等	現行:施工実績として求める同種・類似工事(◎=同種、○=類似)													特例としての取扱い
		コ ン ク リ ー ト ・ モ ル タ ル ・ 吹 付	吹 付 砕	種 子 ・ 客 土 吹 付	植 生 基 材 吹 付	連 続 繊 維 補 強 土	ロ ック ボ ルト	グ ラ ウ ン ド ア ン カ ー	落 石 防 護 網						
モルタル・コンクリート吹付工事	モルタル・コンクリート吹付	◎	○												モルタルコンクリート吹付機により施工する法面緑化工事と施工方法に違いがないことから付さない(自社施工要件は付す)。 モルタルコンクリート吹付機により施工する法面緑化工事と施工方法に違いがないことから付さない(自社施工要件は付す)。
法砕工事	吹付砕		◎												
法面緑化工事	種子・客土吹付	○	○	◎	○									多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない(自社施工要件は付す)。	
	植生基材吹付	○	○		◎										
補強土工事	連続繊維補強土	○	○		○	◎								多くの業者が同種・類似の実績有していることから付さない(自社施工要件は付す)。 施工方法が類似しているグラウンドアンカーの施工実績を認める。	
	ロックボルト							◎							
グラウンドアンカー工事	グラウンドアンカー								◎					特例対象外	
落石対策工事	落石防護網									◎				特例対象外	

河川等構造物工事	砂防えん堤/治山ダム	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内	元請又は一次下請として同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事：ダム工事（砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。） 類似工事：床止（落差工、帯工）工事、橋梁下部工事、場所打コンクリート擁壁工事、護岸工事（添流保全工（砂防流路工）を含む） ※砂防ダムの発注等級：高さ15m以上は土木A、高さ15m未満は土木A又はB 元請又は一次下請として堤高〇m以上のダム工事（砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(付さない)
	砂防えん堤/治山ダム	1億円以上 2億円未満	ダム高の5割程度	県内	元請又は一次下請として堤高〇m以上のダム工事（砂防えん堤、治山ダムを含む。ただし新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(同左)
海中工事	サントコンパクション/グランドコンパクション	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外 [2IV]	元請としてサントコンパクション又はグラベルコンパクションパイル工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）	(同左)
	ケーソン製作（ドック使用）	1億円未満	同種工事/台船（FD又はDD）の保有	県内・県外	元請として海中工事（船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事）の施工実績を有する者の内、フローティングドック又はドルフィンドックを保有（保有形態は問わない）していること。	(同左)
		1億円以上	同種工事/台船（FD又はDD）の保有	県内・県外	元請として海中工事（船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事）の施工実績を有する者の内、ケーソン製作工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）ただし、フローティングドック又はドルフィンドックを保有（保有形態は問わない）する者に限る。	(同左)
	上記以外の海中工事	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として海中工事（船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事）を施工した実績を有すること	(同左)
	上記以外の海中工事	1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として海中工事（船舶等を使用する工事でしゅんせつ工事以外のもの又は水面下ゼロメートル以下の潜水土による作業を伴う工事）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）	(同左)
ほ場整備工事	ほ場整備（水田に係る整地工を含む工事）	1億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事（水田に係る整地工を含むものに限る。）を施工した実績（国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績に限る。）を有すること。	(同左)
		1億円以上 2億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事（水田に係る整地工を含むものに限る。）を施工した実績（国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績に限る。）を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(同左)
		2億円以上 5億円未満	ほ場整備面積の4割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事（水田に係る整地工を含むものに限る。）を施工した実績（国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績に限る。）を有すること	(同左)
	ほ場整備（暗渠排水工のみ）	1億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事（整地工）又は施工面積〇〇ha以上の暗渠排水工を施工した実績（国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績に限る。）を有すること	(同左)
		1億円以上 2億円未満	ほ場整備面積の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事（整地工）又は施工面積〇〇ha以上の暗渠排水工を施工した実績（国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績に限る。）を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(同左)
		2億円以上 5億円未満	ほ場整備面積の4割程度	県内	元請又は一次下請として施工面積〇〇ha以上のほ場整備工事（整地工）又は施工面積〇〇ha以上の暗渠排水工を施工した実績（国、地方公共団体又は国立研究開発法人森林研究・整備機構（当該法人が事業を承継した旧緑資源機構等を含む。）が発注した建設工事の施工実績に限る。）を有すること	(同左)
ほ場整備工事	管路工	1億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長〇〇m以上の管路工事（かんがい用水に係るものに限る。）を施工した実績を有すること	(同左)
		1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長〇〇m以上の管路工事（かんがい用水に係るものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(同左)
		2億円以上 5億円未満	管路延長の4割程度	県内	元請又は一次下請として施工延長〇〇m以上の管路工事（かんがい用水に係るものに限る。）を施工した実績を有すること	(同左)
		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として山腹工事（治山工事におけるものに限る。）を施工した実績を有すること	(付さない)
下水道工事	山腹工	1億円以上	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として山腹工事（治山工事におけるものに限る。）を施工した実績を有すること。（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。）	(付さない)
		250万円未満 1億円未満	同種工事の実績 管路延長の3割程度	県内 県内	元請として下水道管渠工事を施工した実績を有すること。 元請として管路延長〇〇m以上の下水道管渠工事を施工した実績を有すること	(同左) (同左)
	開削工法	1億円以上 2億円未満	管路延長の3割程度	県内・県外	元請として管路延長〇〇m以上の下水道管渠工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(同左)
		1億円未満	推進延長の3割程度	県内	元請として推進延長〇〇m以上の小口径推進（△△式）工事を施工した実績を有すること	(同左)
	小口径管推進工法	1億円以上 2億円未満	推進延長の3割程度	県内・県外	元請として推進延長〇〇m以上の小口径推進（△△式）工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照）	(同左)
		2億円以上 5億円未満	推進延長の4割程度	県内・県外 [2IV]	元請として推進延長〇〇m以上の小口径推進（△△式）工事を施工した実績を有すること	(同左)
		1億円未満	呼び径1ランク以下の実績	県内	元請として呼び径〇〇mm以上の推進（△△式）工事を施工した実績を有すること	(同左)
		1億円以上 2億円未満 2億円以上 5億円未満	呼び径1ランク以下の実績	県内・県外 県内・県外 [2IV]	元請として呼び径〇〇mm以上の推進（△△式）工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。）	(同左)
	管更生工法	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として管更生工事を施工した実績を有すること	(同左)
		1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として管更生工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。）	(同左)
トンネル工事	NATM工法	1億円以上	NATM工法トンネルの連続掘削延長の5割程度	県内・県外 [2IV]	元請としてNATM工法による連続掘削延長〇〇m以上で、内空断面〇〇㎡以上の道路トンネル工事（掘削及び覆工の両方を含む工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。） ※内空断面は過去の事例等を参考に定める。	(同左)
		5億円以上	NATM工法トンネルの連続掘削延長の8割程度	県内・県外 [2IV]	元請としてNATM工法による連続掘削延長〇〇m以上で、内空断面〇〇㎡以上の道路トンネル工事（掘削及び覆工の両方を含む工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。） ※内空断面は過去の事例等を参考に定める。	(同左)
特殊・専門工事等	特殊・専門工事等	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として（△△に係る数量〇〇以上、高さ〇〇以上、径〇〇以上、工法等の）〇〇工事（〇〇を含むものに限る。）を施工した実績を有すること ※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。	(同左)
		1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として（△△に係る数量〇〇以上、高さ〇〇以上、径〇〇以上、工法等の）〇〇工事（〇〇を含むものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。） ※工事内容に応じて、分野、数量、工法、形式等の条件を付すことができる。	(同左)
	その他	上記以外の簡易な一般土木工事及び維持補修工事	5億円未満	付さない		

【留意事項】

- 表中の工法等は、発注工事の主たる工種（工事費の概ね過半以上を占める工種又は高度な技術を要する工種とする。）をいう。なお、複数の工種が混在する場合であっても、施工実績要件の設定は1工事につき1要件とし、主たる工種に該当する工種がない場合は、施工実績要件は付さないこととする。
- 交通量の多い箇所の道路工事等特に安全な通行を確保する必要がある場合などは、その工事の特性に応じて道路等の分野における実績を条件とすることができる。（例：元請又は一次下請として道路における〇〇工事を・・・）
- 一般的な土木工事は、土工、護岸工、掘削工等の下請け実績を対象とするが、建築工事や専門業種に含まれるコンクリート工、型枠工、鉄筋工などは除くものとする。
- 砂防堰堤の発注等級は、マスコングリート構造物の特性を踏まえ、ダム高及び設計額により土木A級又はB級の業者とし、設計額が発注標準額のC級相当額であっても土木A級又はB級業者を対象とすることができる。
- ほ場整備工事について、算定された施工面積が1ha未満の小数となる場合は、施工面積要件は付さないこととする。
- 鉄道近接工事等は、協議に基づき東日本旅客鉄道株式会社の工事登録会社名簿（東北地区）の鉄道特異工事に登録されている者を要件とする。
- 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあつては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。

【工事種別：建築一式工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
②	建築一式工事	木造 (W)	1億円未満	建築物面積の3割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。	元請として建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	建築物面積の3割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	元請として建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)
			2億円以上 5億円未満	建築物面積の4割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
			5億円以上	建築物面積の4割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
		鉄骨造 (S)	1億円未満	SRC造又はS造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	SRC造又はS造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	元請としてSRC造又はS造の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)
			2億円以上 5億円未満	SRC造又はS造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
			5億円以上	SRC造又はS造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
		鉄筋コンクリート造 (RC)	1億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)
			2億円以上 5億円未満	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
			5億円以上	SRC造又はRC造面積の6割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
		鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)	1億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。	元請としてSRC造又はRC造建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること。
			1億円以上 2億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	元請としてSRC造又はRC造の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)
			2億円以上 5億円未満	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
			5億円以上	SRC造又はRC造面積の6割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物の工事 (ただし、主要構造部を施工 (又は解体) したものに限り、) を施工した実績を有すること (特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上のものに限り、) とする。)	(同左)
	上記以外の簡易な建築一式工事		付さない				

【留意事項】

- 解体工事は、解体の施工実績も認めるものとする。
- 設定例は、主要構造部 (壁、柱、床、梁、屋根又は階段) を施工する場合であり、主要構造部を施工しない工事については、ただし書きの部分を除くこと。
- 複数の独立した建物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。
- 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。
- 修繕工事等で構造要件を付す必要がない場合は、「元請として建築物の工事を施工した実績を有すること。」とする。
- 上記以外の簡易な建築一式工事とは、工事の主体が土地に定着する建築物に付属する門又は塙等の工作物とする。

【工事種別：管設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設 定 例 (特例読み替え後)
④	建築物に係る 管設備工事	木造 (W)	1億円未満	建築物面積の3割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	元請として建築物に係る管設備工事(ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円以上	建築物面積の3割実績	県内	元請として延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円未満	建築物面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	(同左)
			2億円以上	建築物面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	(同左)
		鉄骨造 (S)	1億円未満	SRC造又はS造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円以上	SRC造又はS造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円未満	SRC造又はS造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はS造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として(SRC造又はS造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円以上	SRC造又はS造面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	(同左)
		鉄筋コンクリート造 (RC)	1億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円以上	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円以上	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	(同左)
		鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC)	1億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること。 ※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
			1億円以上	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円未満	SRC造又はRC造面積の3割実績	県内	元請としてSRC造又はRC造で延床面積〇〇m ² 以上の建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとし、その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。 ※留意事項参照)。	元請として(SRC造又はRC造の)建築物に係る管設備工事(〇〇を含むものに限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、出資比率が20%以上の場合のものに限るものとする。)
			2億円以上	SRC造又はRC造面積の4割実績	県内・県外 (JV可)	※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。	(同左)
5億円未満			※空調設備工事又は衛生設備工事などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。				
下水接続工事	下水接続工事	各市町村排水設備指定工事店	県内	〇市町村排水設備指定工事店であること。 発注等級：参入見込を満足する等級	(同左)		

【留意事項】

- 1) 建築物に係る管設備において、建築一式工事における施工実績は含まない。また、部分的な改修や修繕工事等の場合、数量条件は付さないことができる。
- 2) 複数の独立した建築物の工事を行う場合は、延床面積が最大の建築物の延床面積を基に設定する。ただし、複数の建築物のうち、一体と認められる建築物の場合は、合計延床面積を基に設定すること。
- 3) 衛生設備、空調設備、浄化槽設備などの主たる工種を含むことを条件とすることができる。
なお、中央監視制御による空調設備工事の場合は、「〇〇を含むものに限る。」を「〇〇式の中央監視装置(管理ポイント200点以上に限る。)である空調自動制御設備工事(新設又は更新に限る。)を含むものに限る。」とすることができる。
- 4) 工事内容のほとんどが浄化槽設備工事の場合、特例浄化槽工事業者の届け出をしている者を要件とする。
なお、浄化槽設備を含む工事の場合で浄化槽の規模が大きい場合、特例浄化槽工事業者の届け出を出している者を原則として要件とするが、業者数が少ない場合でかつ、一括下請にならない場合に限り、管工事業に係る特定建設業の許可を持つ者を要件とすることができる。
- 5) 土壌浄化方式の浄化槽を設置する公衆トイレの新築工事については、浄化槽の構造上、土木的要素の強い工事であること、管工事業の業者に発注しても施工できる専門業者に一括下請される恐れがあることから、トイレの新築工事と併せて建築一式工事として発注することができる。
- 6) 上水道又は下水道の切替工事の場合は、工事場所の市町村における上水道又は下水道の指定店として登録されている者を要件とする。
- 7) 消防設備工事が含まれている場合で、かつ、工事に占める割合が大きい場合は、消防施設工事業の建設業許可を併せ持つ者を要件とする。
- 8) 出資比率が20%以上の非代表実績を認める場合に付記する「その施工数量にあっては、その工事の施工数量に代表者の出資比率に対する当該者の出資比率の割合を乗じて得られた施工数量を施工実績として認めるものとする。」については、設計額1億円以上の単体施工及びJV施工の代表者に限ったものであり、JV非代表者に対しては適用しないこと。

【工事種別：舗装工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑤	舗装工事	アスファルト舗装新設/オーバーレイ	5千万円未満	アスファルト舗装面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を有すること。	アスファルトフィニッシャーのオペレーターは、自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。
			5千万円以上1億円未満	アスファルト舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			1億円以上2億円未満	アスファルト舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			2億円以上5億円未満	アスファルト舗装面積の4割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			5億円以上10億円未満	アスファルト舗装面積の4割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			10億円以上	アスファルト舗装面積の4割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のアスファルト舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
	舗装工事	路面切削	5千万円未満	路面切削面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること。	(同左)
			5千万円以上1億円未満	路面切削面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			1億円以上2億円未満	路面切削面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			2億円以上5億円未満	路面切削面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			5億円以上10億円未満	路面切削面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
			10億円以上	路面切削面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路面切削工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
舗装工事	路上路盤再生	5千万円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		5千万円以上1億円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		1億円以上2億円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		2億円以上5億円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		5億円以上10億円未満	路上路盤再生面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		10億円以上	路上路盤再生面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の路上路盤再生工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
舗装工事	排水性舗装	5千万円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		5千万円以上1億円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		1億円以上2億円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		2億円以上5億円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		5億円以上10億円未満	排水性舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		10億円以上	排水性舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の排水性舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
舗装工事	コンクリート舗装	1億円未満	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		1億円以上2億円未満	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		2億円以上5億円未満	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		5億円以上10億円未満	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		10億円以上	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
		10億円以上	コンクリート舗装面積の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上のコンクリート舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		
舗装工事	特殊舗装	1億円未満	施工数量の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の〇〇舗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		1億円以上	施工数量の3割程度	県内・県外	元請として施工面積〇〇m ² 以上の〇〇舗装工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		

【留意事項】

- 1) 従前、舗装工事の指名に当たっては、自社施工の実績のある者を指名していたことから、入札参加資格として、舗装機械等のオペレーターは自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できることを条件とする。
- 2) 設計額が500万円未満の工事については、県内業者のみ（参入見込を満たさない場合を除く。）を対象とする。
- 3) 設計額が500万円以上の工事については、地域要件の管内に営業所を有する県外業者も対象とする。
- 4) 特殊舗装は、工事の難易度に応じて、数量や工種の要件を付すことができる。簡易な工事は、単に「舗装工事の実績」のみを要件とすることができる。
- 5) 車道・歩道・取付道路など、複数の施工箇所が混在する場合は、要件として設定する機械を用いて施工する全面積を基に設定すること。

【工事種別：鋼橋上部工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑥	鋼橋上部工事	板桁又は箱桁橋	1億円未満	板桁橋又は箱桁橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上の板桁橋又は箱桁橋の製作及び〇〇架設工法による架設工事を施工した実績を有すること。 ※トラッククレーン架設（ベント工法、一括架設工法）の場合は、架設工法の条件は付さない。	(同左)
			1億円以上5億円未満	板桁橋又は箱桁橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上の板桁橋又は箱桁橋の製作及び〇〇架設工法による架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。 ※トラッククレーン架設（ベント工法、一括架設工法）の場合は、架設工法の条件は付さない。	
			5億円以上	板桁橋又は箱桁橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上の板桁橋又は箱桁橋の製作及び〇〇架設工法による架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
		アーチ系・トラス橋	1億円以上5億円未満	アーチ系橋又はトラス橋の最大支間長の6割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のアーチ系（ランガー・ローゼ等）又はトラス形式の製作及び架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	(同左)
5億円以上	アーチ系橋又はトラス橋の最大支間長の6割程度		県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のアーチ系（ランガー・ローゼ等）又はトラス形式の製作及び架設工事（新設工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。			
鋼橋上部工事	落橋防止装置	1億円未満	鋼橋上部工事の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋の製作及び架設工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		1億円以上	鋼橋上部工事の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋の製作及び架設工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		

【留意事項】

- 1) 解体工事については、解体の施工実績も認めるものとする。
- 2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。
- 3) 補修工事については、補修の実績も認めることとし、「（新設又は補修工事に限る。）」とする。なお、構造要件を付す必要がない場合は、「元請として道路橋又は鉄道橋における鋼橋の製作及び架設工事（新設又は補修工事に限る。）」とする。

【工事種別：プレストレスト・コンクリート工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑦	プレコン工事	プレテン/ボステンPC橋	1億円未満	PC橋の最大支間長の5割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事（〇〇方式によるものに限る。）を施工した実績を有すること。	(同左)
			1億円以上5億円未満	PC橋の最大支間長の5割程度	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋で最大支間長〇〇m以上のプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事（〇〇方式によるものに限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
		スノー/ロックシェッド	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請としてスノー又はロックシェッドの架設工事を施工した実績を有すること。	(同左)
			1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請としてスノー又はロックシェッドの架設工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	
プレコン工事	落橋防止装置	1億円未満	PC橋の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋におけるプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		1億円以上	PC橋の施工実績	県内・県外	元請として道路橋又は鉄道橋におけるプレストレスト・コンクリート橋梁の架設工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。		

【留意事項】

- 1) 工場製作のみの工事については、架設工事に替えて工場製作工事の実績を要件とするものとする。
- 2) 必要に応じて2車線以上の幅員の条件を付すことができる。

【工事種別：法面処理工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)	
⑧	モルタル・コンクリート吹付工事	モルタル・コンクリート吹付工事	1億円未満	モルタル・コンクリート吹付面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の同種工事を施工した実績を有すること。 同種工事：モルタル又はコンクリート吹付工事、吹付砕石工事 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	
			1億円未満	吹付砕石面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の吹付砕石工事を施工した実績を有すること。 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	
	法枠工事	吹付砕石	1億円以上 2億円未満	吹付砕石面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の吹付砕石工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	
			2億円以上 5億円未満	吹付砕石面積の4割程度		吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。		
			1億円未満	種子吹付/客土吹付面積の3割程度		県内		元請として同種又は類似工事を含む施工面積〇〇m ² 以上の法面処理工事を施工した実績を有すること。 同種工事：種子吹付工又は客土吹付工事 類似工事：植生基材（厚層基材）吹付工事、モルタル又はコンクリート吹付工事、吹付砕石工事
	法面緑化工事	植生基材吹付工	1億円未満	植生基材吹付面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事：植生基材（厚層基材）吹付工事 吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	
			1億円以上 2億円未満	植生基材吹付面積の3割程度		元請として施工面積〇〇m ² 以上の同種又は類似工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。 同種工事：植生基材（厚層基材）吹付工事 類似工事：モルタル又はコンクリート吹付工事、吹付砕石工事		吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。
			2億円以上 5億円未満	植生基材吹付面積の4割程度		県内・県外		
	補強土工事	連続繊維補強土工	1億円未満	連続繊維補強土面積の3割程度	県内	元請として施工面積〇〇m ² 以上の同種又は類似工事を施工した実績を有すること。 同種工事：連続繊維補強土工 類似工事：植生基材（厚層基材）吹付工事、モルタル又はコンクリート吹付工事、吹付砕石工事	吹付工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	
			1億円未満	ロックボルト本数の3割程度		県内		元請として〇〇本以上のロックボルト工を含む法面処理工事を施工した実績を有すること。 同種工事：ロックボルト工事 類似工事：グラウンドアンカー工事
グラウンドアンカー工事	グラウンドアンカー工	1億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90)	県内	元請として削孔径〇〇mm以上のグラウンドアンカー工を含む法面処理工事を施工した実績を有すること。 ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	(同左)		
		1億円以上 2億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90) / 本数の3割程度		県内・県外	元請として削孔径〇〇mm以上（又は〇〇本以上）のグラウンドアンカー工を含む法面処理工事を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。	(同左)	
		2億円以上 5億円未満	削孔径の1ランク下以上の実績 (最少呼び径90) / 本数の4割程度			ボーリングマシンによる削孔工に従事する技術者及び作業員の1/2以上は自社（連結決算会社又は専ら自社の下請けを行っている完全協力会社を含む。）雇用の者を配置できること。	(同左)	
落石対策工事	落石防護網工	1億円未満	落石防護網面積の3割程度	県内	元請として〇〇m ² 以上の落石防護網工事を施工した実績を有すること。	(同左)		

【留意事項】

- 1) 自社施工は吹付工及び削孔工を対象とし、法面処理工に含まれる法面整形工や土工、金網張等は含まない。
- 2) 現に地すべりが発生している箇所の工事などは、地すべり防止工事の実績を有する者とする事ができる。
- 3) グラウンドアンカーとは、ボーリングマシンにより削孔を行い、作用する引張力を適当な地盤に伝達するためのシステムで、グラウトの注入によって造成されるアンカー体、引張部、アンカー頭部によって構成されるもの。

【工事種別：機械設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑨	ポンプ設備		1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る〇〇設備の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。）を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事の許可を有する者であること。	(同左)
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係る〇〇設備の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事の許可を有する者であること。	(同左)
			1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請としてS造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベーター設備の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。）を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事の許可を有する者であること。	(同左)
	昇降機設備		1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請としてS造、SRC造又はRC造の建築物に係るエレベーター設備の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。 ※建設業法に基づく機械器具設置工事の許可を有する者であること。	(同左)
			5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として河川又は海岸における堰、水門、樋門又は陸間に関するゲート設備の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。）を施工した実績を有すること。 ※建設業法に基づく鋼構造物工事（機械器具の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設置工事）の許可を有する者であること。	(同左)
			1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川又は海岸における堰、水門、樋門又は陸間に関するゲート設備の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。）を施工した実績を有すること（特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。 ※建設業法に基づく鋼構造物工事（機械器具の組立・取付が主たる工種の場合は機械器具設置工事）の許可を有する者であること。	(同左)
	下水道に係る機械設備工事	ポンプ設備/水処理設備/汚泥処理設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として（標準活性汚泥法による）下水道処理施設の機械設備（〇〇設備を含むものに限る。）の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。）を施工した実績を有すること（〇〇設備については自ら製作し据付できること（OEMを含む））。 ※建設業法に基づく水道施設工事（又は機械器具設置工事）の許可を有する者であること（主たる工種により決まるもの）。	(同左)
			1億円以上	同種工事の実績	県内・県外	元請として（標準活性汚泥法による）下水道処理施設の機械設備（〇〇設備を含むものに限る。）の製作及び据付工事（新設又は更新工事に限る。）を施工した実績を有すること（〇〇設備については自ら製作し据付できること（OEMを含む））。特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。）。 ※建設業法に基づく水道施設工事（又は機械器具設置工事）の許可を有する者であること（主たる工種により決まるもの）。	(同左)
	下水道に係る機械設備工事 (補修・修繕)	ポンプ設備/水処理設備/汚泥処理設備	1億円未満	同種工事又は機器・部品等の交換を伴う点検業務	県内・県外	元請として（標準活性汚泥法による）下水道処理施設の機械設備工事（機器・部品等の交換を伴う点検業務を含む）を施工した実績を有すること。	(同左)

【留意事項】

- 1) 県営建設工事請負資格者名簿にある機械設備工事は、建設業法にある鋼構造物、機械器具設置及び水道施設のいずれかの許可を有していれば登録可能であるため、入札参加資格の設定に当たっては、機械設備工事の資格者名簿に登録されていること、及びその工事に必要となる許可業種を有していることを要件とする。
- 2) 発注する工種が多岐にわたるため、必要に応じ細区分された工種と同種の工事の施工実績を有する者を要件とすることができる。
- 3) 河川海岸の水門又は陸間ゲートに係る補修工事については、補修の実績も認めることとし「（新設、更新又は補修工事に限る。）」とする。

【工事種別：塗装工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑩	塗装工事	建物塗装	1億円未満	建物塗装面積の3割程度	県内	元請として建築物に係る施工面積〇〇m ² 以上の塗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		鋼梁塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁に係る塗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		鋼構造物塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として橋梁又は鋼構造物に係る塗装工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		路面標示塗装	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請又は一次下請として路面標示塗装（区画線）工事を施工した実績を有すること。	(同左)

【工事種別：グラウト工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑩	グラウト工事	グラウト	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△に係るグラウト工事を施工した実績を有すること。	(同左)

【工事種別：通信設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑪	有線通信設備工事	電話/放送設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として通信設備工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通信号機(集中制御式等)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通信号機工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通情報機器設置	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通情報機器設置工事は交通信号機工事(集中制御式のものに限る。)を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通管制センター設備	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事は交通情報機器設置工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		交通管制センター設備(上位(中央)装置設定を含む。)	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	(同左)
		交通管制センター設備(上位(中央)装置設定を含む。)	1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通管制センター設備工事(交通管制センター上位(中央)装置を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	(同左)
	監視制御設備工事	テレメーター	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として交通信号制御機製造工事(自社において制御機を製造したものに限り)を施工した実績を有すること。	(同左)
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として(△△又は△△に係る)遠方監視制御設備工事(◇◇工を含むものに限る。)を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。) ※主たる工種を条件とすることができる。 ※必要に応じて道路・河川等の条件を付すことができる。	(同左)
	地中線電線路工事	電線共同溝	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること。	(同左)
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として電線類地中化工事又は電線共同溝工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	(同左)
安全周知設備工事	水門・陸開自動閉鎖システム	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施工した実績を有すること。	(同左)	
		1億円以上 5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として河川、海岸、港湾、漁港施設又はダムに係る通信設備工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	(同左)	

【留意事項】

1) 電話交換設備工事は、工事担任者としてアナログ第〇種、デジタル第〇種、A1第〇種、DD第〇種、A1・DD総合種以上の資格を有する技術者を配置できることを要件とする。

【工事種別：しゅんせつ工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑬	しゅんせつ工事	しゅんせつ	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること。	(同左)
			1億円以上 5億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として船舶を使用したしゅんせつ工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	(同左)

【工事種別：造園工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑭	造園工事	植栽等	1億円未満	植栽等施工数量の3割程度	県内	元請として施工数量〇〇以上の◇◇工を含む造園工事を施工した実績を有すること。	(同左)

【工事種別：ボーリング工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑮	ボーリング工事	集水井	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として△△における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。	(同左)
		地下水(消融雪)	1億円未満	同種工事の実績	県内・県外	元請として消融雪設備又はさく井工事における◇◇ボーリング工事を施工した実績を有すること。	(同左)

【工事種別：消防設備工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑯	消防設備工事		1億円未満	同種工事の実績	県内	消防設備工事登録者	(同左)

【留意事項】

1) 必要に応じて、消防法に規定する甲種消防設備士(第〇類)の資格を有する者を配置できることを要件とすることができる。

【工事種別：標識設置工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑰	標識設置工事	道路交通標識/案内標識/電光標識	1億円未満	同種工事の実績	県内	元請又は一次下請として道路標識又は案内標識の設置工事を施工した実績を有すること。	(同左)

【工事種別：鋼工作物工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑱	鋼工作物工事	スチール/ロッド/ケーブル/スチールピラー	1億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること。 同種工事：※1 類似工事：※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。	(同左)
			1億円以上	同種又は類似工事の実績	県内・県外	元請として同種又は類似工事の製作及び据付工事を施工した実績を有すること(特定共同企業体の構成員として施工した工事については、代表者として施工した場合のものに限る。)	(同左)
			5億円未満	同種又は類似工事の実績	県内・県外	同種工事：※1 類似工事：※2 ※1には工法等のうち、当該工事に該当する工法を記載すること。 ※2には工法等のうち、※1以外の全ての工法を記載すること。	(同左)

【留意事項】

1) 鋼工作物工事は、鋼橋上部工、水門ゲート工を含まない。
2) 修繕工事等の場合は、施工実績要件を付さないことができる。

【工事種別：防水工事】

No.	工種	工法等	区分	施工実績	地域要件 (目安)	設 定 例	設定例 (特例読み替え後)
⑲	防水工事		1億円未満	同種工事の実績	県内	元請として防水工事(建築の防水工事に限る。)を施工した実績を有すること。	(同左)

【留意事項】

1) 土木系防水工事は含まない。

【⑳ 全般に係る留意事項】

1) 対象工事の要件の設定に当たっては、「条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準」の「別紙4 施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準」により設定するものとし、個別工事に係る施工実績要件の設定においては、本例を参考にすることをとする。
2) 次の例のように、工種、金額等により設定が異なることから注意すること。
例)「1億円以上5億円未満の企業の施工実績要件」(別紙4、注6参照。)
・「一般土木」 元請(IV非20%)・下請
・「建築・管・電気」 元請(IV非20%)
・「特殊専門工事」 元請(IV代)